第２６回秋田市情報公開・個人情報保護審査会会議録

１　日　時　　令和４年１０月３１日（月）午後６時～午後６時４０分

２　会　場　　第２委員会室

３　出席者

（審 査 会）　柴　田　一　宏　会長
　　上　田　晴　彦　委員
　　竹　田　勝　美　〃
　　手　賀　　務　〃
　　中　澤　俊　輔　〃

（事 務 局）　本　田　　徹　文書法制課長
　　佐々木　由　佳　〃　副参事
　　佐　京　円　子　〃　主席主査

４　議事

(1) 会議録署名委員の指名
(2) 利用目的以外の個人情報の利用・提供の禁止の例外について
(3) 秋田市個人情報保護法施行条例（案）について
(4) 秋田市個人情報保護法施行細則（案）について
(5) 秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
(6) 秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部改正について
(7) 意見書（案）について
(8) 秋田市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の一部改正について

５　報告

パブリックコメントの実施および結果について

６　その他

事務局（佐京）　最初に次第の訂正をお願いする。４、議事（５）秋田市情報公開個人情報保護審査会条例施行規則の一部改正については、審査会規則の誤りであるため、条例施行という部分を削除していただきたい。
　ただいまから「第２６回秋田市情報公開・個人情報保護審査会」を開催する。
　始めに定足数の確認をする。Ｗｅｂ会議での参加委員が３名おり、出席には、会長の承認が必要である。

柴田会長　了承する。前回同様、Ｗｅｂ会議でもお願いする。

事務局（佐京）　橋田委員が欠席のため、本日は委員５名が出席しており、秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則第３条第２項に基づき、審査会が成立していることを報告する。以後の進行は、柴田会長にお願いする。

柴田会長　それでは次第に従って進める。次第２の「会議録署名委員の指名」であるが、名簿順で今回は中澤委員とする。

中澤委員　了承する。

柴田会長　次第３の報告に入る。「パブリックコメントの実施および結果について」、事務局から説明願う。

事務局（佐々木）　資料１１である。９月２１日水曜日から１０月１７日月曜日まで実施したパブリックコメントの実施内容と結果を報告する。
　意見の募集は、意見箱を、本庁１階市民の座、市民サービスセンター６箇所、駅東サービスセンターの計８箇所に設置したほか、郵送、ＦＡＸ、電子メールでの受付を行った。周知は、広報あきたとホームページで行った。結果は２ページ以降のとおりで、２件の提出があった。ご意見は、１（１）が個人情報の取扱いについて、１（２）が行政機関匿名加工情報に関連するもの、１（３）が個人情報の取扱いの監査について、２がパブリックコメント自体への意見であった。いずれも国の制度で定義づけられた部分へのご意見であり、条例案に影響する意見は無かった。この実施結果は、この後１１月中にホームページでの公表を予定している。

柴田会長　事務局の説明に、質問がないか。

手賀委員　意見は、匿名で行うのか。この二つの意見は同じ人のように感じたがどうか。

事務局（佐々木）　問合せが必要な場合もあるため、記名式となっている。
　意見は２名の方から出ていたものである。

柴田会長　報告了承とする。

次に、議事に入る。利用目的以外の個人情報の利用・提供の禁止の例外について、事務局から説明願う。

事務局（佐京）　法改正に伴い変更が生じた部分で確認が必要な部分のうち、過去に審査会において承認された案件を個人情報保護法の第６９条に当てはめた場合の該当条項について確認するものである。

まず、現行条例の６条と法６９条の利用および提供の制限を確認する。６条第１項において、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用又は提供してはならないことを規定しており、第２項で、例外として本人の同意がある場合や、本審査会の意見を聞いた上で公益上特に必要があると認めるときは、利用・提供が差し支えないものとしてきた。法施行後は、その根拠規定が保護法第６９条によることとなる。そのため、過去の本審査会で審査された９つの案件が、今後、保護法第６９条第２項の各号のいずれかに該当するかをまとめたものが、資料６となる。

前回の審査会のときのご指摘で、資料に事例がないとのことだったので、表に「内容」欄を追加している。

前回ご質問のあった９についてであるが、学校教育課の事務で、犯罪被害、非行の未然防止のため、教育委員会と警察が非行等の事案に係る具体的な情報を相互に提供する制度である。平成２７年に川崎市で起きた中学１年生男子殺害事件、多摩川の河川敷で当時１３歳の中学生が少年３人から暴行をうけて亡くなった事件を受けて、文部科学省と警察庁が全国の教育委員会と警察に協定締結を推奨し、平成２７年度には県が協定を締結したという経緯があり、その後、市も締結している。

提供する情報であるが、具体的な事案が発生した場合や所在不明、非行グループからの恐喝など警察と協力して対処する必要がある事案の際に、児童生徒の氏名や学校の様子、交友関係など必要最小限の範囲となる。ここ数年は大きな事案が発生していないため情報提供していないとのことであった。当時の審査会では、センシティブ情報なので協定の目的や趣旨にあった場合のみに提供することや、収集した情報の取扱いについてもパスワード設定やガイドラインの作成などにより情報漏えい等のないよう厳格に管理を行うよう留意することについて意見が付されていた。今後こちらの案件は、保護法第６９条第２項の警察への提供となるため、３号該当として、今後も目的外利用できることとなる。

また、前回の資料からの変更点であるが、８の秋田県が行う地域がん登録事業に協力するため、秋田県が委託する法人に全てのがんの患者情報を提供する場合であるが、平成２８年度より全国がん登録事業に移行し、法により義務化されているため、個人情報保護法第６９条第１項が適用となる。

柴田会長　事務局の説明に、質問はないか。
それではこれで了承とする。
次に次第４（２）秋田市個人情報保護法施行条例（案）について、事務局から説明を求める。

事務局（佐々木）　前回の審査会までに条例案でご審議いただいたものについて、再度個人情報保護委員会から変更があったほか、法制担当から例規としての審査後の案の提示があり、修正があった部分について説明する。
資料３－２の比較表である。法施行条例の題名を「秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例」に変更している。他の秋田市の例規においても、秋田市＋法律の正式名称＋施行条例という形で統一しているためである。
２条の見出しと定義の規定の仕方を秋田市の例規ルールに合わせて規定するものである。また、当初の案では政令も含めていたが、政令で直接定義された用語はこの条例では引用されていないことから、その部分は削り、法の例によるとしている。
３条で実施機関として対象を定めている。情報公開条例、公文書管理条例、現行の個人情報保護条例も実施機関の範囲を定めているため、同様に定めることとしたものである。この点は、大阪市を含む他の自治体で個人情報保護委員会に問い合わせをしており、その回答でも具体的な機関名を挙げて定義を設けることは妨げられないということであった。二つ目の変更点は、法の中で個人識別符号が定義されているため、その用語を使用するもので、三つ目の変更点は、登録簿を作成し、ホームページで公表することから、実際の事務に合わせて規定するものである。また第１項に「公表」について盛り込んだことから国が示した例の４項に当たる部分を削っている。
３条の２項、３項は事務の流れに合わせて順番を入れ替えている。３項１号だが、採用試験に関する個人情報の場合は採用されなかった方の情報も一緒に管理することから法の規定と同様に規定するものである。４項は、廃止の場合の取り扱いについて規定するもの。
修正後の４条は、個人情報保護委員会から修正があった部分で、開示請求書の記載事項のうち市長が定める事項については、任意規定であることから、「できる」とするもので、また、４条以降の条文は、法の条文順（事務手続順）に条文を並べかえるものである。
７条は、手数料の規定と実費負担の規定を二つに分けて規定している。９条は、審査会への諮問ができる内容に運用上の細則を定めるだけでなく、変更しようとするときも含めるものである。
附則関係であるが、資料３（最終版）となる。第８項から10項で関係条例の一部改正を行っている。いずれも個人情報保護条例を引用していたので、法の引用に改めるなどの改正を行っている。説明は以上である。

柴田会長　事務局の説明に、質問はないか。
特にないため、法施行条例案については、これで了承とする。
次に（３）秋田市個人情報保護法施行細則（案）について、事務局ら説明を求める。

事務局（佐京）　資料の５－２の比較表となる。法施行細則の題名だが、法施行条例と同様に、秋田市＋法律の正式名称＋施行細則としている。続いて、修正後の２条の見出しには様式の正式名称を記載している。修正後の３条と４条は、修正後の４条「電磁的記録の開示方法」がもともと現行の個人情報保護条例施行規則に規定があるため、その規定に合わせた形で見出しを修正し、かつ見出しで削った内容を条文に盛り込んで分かりやすく規定し直したものである。修正後の５条は、条文の並び替えに合わせて修正したほか、写しの交付に要する費用の内訳として、作成および送付に要する費用であることを明記するものである。修正後の７条は、書類名称を一覧にまとめている。別表は、備考の４に写しの送付に要する費用の内容に加えて、その支払い方法を明記している。また、資料５の附則であるが、２項で現行規則の廃止を規定している。修正箇所は以上である。

柴田会長　何か質問は無いか。この件についても、これで了承する。
（４）秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について、事務局から説明を求める。

事務局（佐京）　資料８の新旧対照表（最終版）と資料８－２の修正箇所比較表となる。前回の審査会でご審議いただいた審査会条例案について、法制担当の例規審査を経て修正があった部分について資料８－２の修正箇所比較表に記載している。
２条では、個人情報の保護に関する法律の略称を「法」としていた部分を他の法律と混同しないよう「個人情報保護法」と修正したものと議会個人情報保護条例の条ずれを修正したほか、法施行条例の名称を変更したことに伴う規定の修正をしている。
５条では、法律の略称の修正と法施行条例における実施機関の範囲を定めたことによる実施機関に含まれない議会を追記するものである。また、「諮問実施機関」とした略称を国と合わせ「諮問庁」に修正するほか、規定の並びを法律のあとに条例とするため、個人情報保護法のあとに議会個人情報保護条例と並び替えを行い、議会個人情報保護条例の条ずれを修正している。
９条では、保有個人情報の開示決定等についての審査請求に係る手続きで準用される行政不服審査法の規定による「主張書面」とされる書類の提出について明記するものである。
１０条では、法律の略称の修正と議会個人情報保護条例の条ずれを修正している。

１１条では、議会個人情報保護条例の条ずれの修正と保有個人情報の開示決定等についての審査請求に係る手続きが行政不服審査法の適用規定と重複していたため削ったものである。

１２条では、保有個人情報の開示決定等についての審査請求に係る手続きにおいて、行政不服審査法の規定が準用されるため、行政不服審査法と重複する部分は法が適用となることの調整規定を新たに置いている。例えば審査会条例５条４項の規定は、行政不服審査法７４条の規定と同じであるため、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求手続きの場合は行政不服審査法が適用根拠となる。なお、情報公開条例に係る公文書の開示決定等の審査請求手続きの場合は、従前どおり審査会条例が適用根拠となる。最後に１２条が追加されたことによる１３条への条ずれを修正したものである。

今回ご審議いただいたものが最終形態となり、１１月議会初日に提案することになるが、本市の手続き上、議会個人情報保護条例の提案が、１１月議会の最終日である１２月末となるため、初日の提案の時点では議会個人情報保護条例の施行を前提とする内容を改正条例に含ませることができない。そこで、１１月議会では議会個人情報保護条例に係る規定を除いた形の審査会条例の一部改正を行うこととなる。

その後、１２月末の議会個人情報保護条例が公布されたあとに、２月議会で議会個人情報保護条例に係る規定を盛り込んだ最終形態となる改正条例を提案する流れとなる。

説明は以上である。

柴田会長　この点について質問はないか。

今の説明だと、本日この審査会で了承すれば、議会個人情報保護条例に係る部分も含めて了解するということでよいか。

事務局（佐京）　そのとおりである。

上田委員　諮問庁という言葉であるが、それは正式な使用でよいのか。

事務局（佐々木）　国の標準例においても使用している用語であり、それを参考にしたものである。

中澤委員　審査会の調査権限に関する規定の部分への質問であるが、この条例では実施機関と議会を含めて諮問庁という定義付けでよいか。

事務局（佐々木）　そのとおりである。

柴田会長　それではこの件についても了承とする。
（５）の秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部改正について説明を求める。

事務局（佐京）　配付資料１０の秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則新旧対照表となる。先ほどご説明した審査会条例の一部改正案の第１２条の委任規定が１３条に条ずれしたことに伴い、引用規定を修正するものである。施行は、令和５年４月１日からとなる。

柴田会長　この件についても了承とする。
以上をもって秋田市個人情報保護法施行条例の制定等についての審議はこれで終了とする。
（６）意見書（案）について、検討する。本審査会から市長への審議結果の報告が必要となるが資料１２について何か意見はないか。また事務局から説明はないか。

事務局（佐々木）　８月１日から本日までご審議いただいた法施行条例、細則の制定、審査会条例・審査会規則の一部改正、審査基準の設定についての審議結果の報告案となる。
これまでの説明のとおり、題名は修正後のもので記載している。添付する別紙１～６については、ご審議いただいたものの最終版を添付予定である。

柴田会長　特にないので、これで文書にて市長に提出することとする。
（７）秋田市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の一部改正について説明を事務局から求める。

事務局（佐々木）　説明の前に、資料１３の訂正をお願いする。左側の改正案の下から４行目「もしくは」の後の、議会個人情報保護条例第４２条第１項は、正しくは第４３条第１項となる。
第３条は、調査審議の原則を定めた規定である。第１項は、情報公開条例に基づく開示請求等に関して、審査請求があった際に、審査会では、開示請求等の対象となった公文書をもとに調査審議を行うというもの、第２項は、個人情報保護条例に基づく開示請求、訂正請求、利用停止請求等に関して、審査請求があった際に、審査会では、開示請求等の対象となった保有個人情報をもとに調査審議を行うというものである。どちらも、不服審査の際に対象公文書又は保有個人情報を直接見分するインカメラ審理と呼ばれる手続に関するものである。この根拠規定も、個人情報保護条例から法および議会個人情報保護条例になることから規定を整備するものである。施行は令和５年４月１日からとするものである。なお、こちらも議会個人情報保護条例の規定を盛り込むこととなるため、３月に会長から決裁をいただき決定する

予定となる。説明は以上である。

柴田会長　これも先ほどの議会個人情報保護条例が制定されれば、それを踏まえて提案するということを含めての了承になるかと思う。
事務局の説明について質問はないか。
ないため、これで了承する。
次第５のその他に移る。委員から何かないか。事務局から何かないか。

本田課長　事務局を代表して一言お礼を申し上げたい。個人情報保護法の改正に伴う本市例規の制定改廃等に関し、８月から３回にわたってご審議いただいた。条例案等については、令和５年４月１日の施行に向けて市の内部の法令審査や市議会への提案を行うとともに、市民や庁内に制度の周知を図っていく予定である。本審査会でいただいた意見を踏まえ、新制度へスムーズに移行できるよう、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えている。
会長はじめ委員の皆様にはお忙しい中、お時間を調整していただき、感謝を申し上げるとともに本市の情報公開制度、個人情報保護制度の適正な運用のために引き続きご協力を賜るようお願い申し上げる。

柴田会長　これで第２６回秋田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。